

笛吹市告示第 D09号

捕獲犬の抑留について

笛吹市犬取締条例第3条第1項により、犬を捕獲抑留したので同条第2項の定めるところにより公示する。

犬の所有者は、10月2日までに笛吹市役所本庁にて引き取りの手続きをしてください。

記

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1. 捕獲期日 | 令和7年9月30日 |
| 2. 捕獲場所 | 笛吹市春日居町鎮目地内 |
| 3. 犬の特徴 | フレンチブルドッグ風 雄 小型 白黒色 首輪なし |
| 4. 抑留期間 | 令和7年9月30日より3日間 |
| 5. 抑留場所 | 笛吹市役所 本庁 |

令和7年9月30日

笛吹市長 山下 政 樹